

古川信用組合服装ガイドラインの制定について

1. 対象者

全役職員

2. 目的

(1) 活力ある組織風土づくり

男性はビジネススーツ、女性は制服という長年の服装の慣習を見直すことで、開放的で働きやすい、活力ある組織風土づくりを図ります。

(2) ダイバーシティの推進

性別や階層にかかわらず服装の自由度を高め、一人ひとりの自主性を尊重し、女性活躍推進はもとよりあらゆる環境の変化に柔軟に対応できる組織づくりを図ります。

(3) ブランドイメージの進化

信用組合職員に対するお堅いイメージを払拭し、親しみやすく相談しやすいといったお客様との更なるコミュニケーションの向上を図ります。

3. 基本的なルール

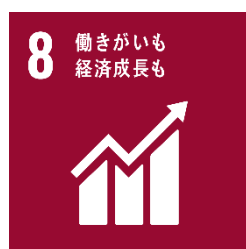
(1) 清潔感があること。

(2) お客様や職場の同僚に不快感を与えないこと。

(3) 仕事がしやすく、動きやすいこと。

4. 制定日 令和3年4月1日

以 上



当組合では令和2年9月1日に宮城県3信用組合で『みやぎ・しんくみSDGs共同宣言』（令和2年8月25日発事務連絡参照）を行い、当組合の経営理念（「信頼」・「貢献」・「躍進」）の実現に向け、地域金融機関としての取組みを実施していくこととしております。